

公益財団法人福島県農業振興公社定款

制定	平成 26 年 4 月 1 日
変更	平成 26 年 4 月 23 日
変更	平成 27 年 2 月 10 日
変更	平成 27 年 6 月 15 日
変更	平成 29 年 4 月 1 日
変更	令和元年 6 月 28 日
変更	令和 4 年 3 月 28 日

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人福島県農業振興公社(以下「公社」という。)と称する。

(事務所)

第 2 条 公社は、主たる事務所を福島県福島市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 公社は、農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ること等により、福島県農業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 公社は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 農地中間管理事業等に関する事
- (2) 農地中間管理機構特例事業等に関する事
- (3) 農業構造の改善及び農業の振興に資する事業に関する事
- (4) 新規就農者育成総合対策事業（就農準備資金）及び就農の支援促進等に関する事
- (5) 特定鉱害復旧事業等に関する事
- (6) 農業の振興に関する調査研究及び啓発、宣伝
- (7) その他公社の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、福島県において行うものとする。

第 3 章 資産及び会計

(財産の種別及び管理・運用)

第 5 条 公社の財産は、基本財産、特定資産及びその他の財産の 3 種類とする。

2 基本財産は、公社の目的である事業を行うために必要なものとして理事会で定めた財産とし、基本財産の一部を処分しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

3 基本財産以外で、寄付者の指定又は理事会の決議により用途を特定の目的に制限した

財産は、特定資産として管理する。

- 4 特定資産である特定鉱害復旧事業等基金は、特定鉱害復旧事業等を行うために設けた資金とし、寄附又は補助の条件に基づく福島県知事又は石油天然ガス・金属鉱物資源機構理事長からの請求により、その全部又は一部を返還する場合を除き、これを処分し又は担保に供してはならない。ただし、特定鉱害復旧事業等に使用する場合においては、あらかじめ石油天然ガス・金属鉱物資源機構理事長の承認を得た上で特定鉱害復旧事業等基金の全部又は一部を処分することができるものとする。
- 5 特定鉱害復旧事業等基金の運用益は、特定鉱害復旧事業等に係る業務運営体制のために必要な経費以外に充ててはならない。
- 6 特定資産である用地評価損失対策資産(以下「用地対策資産」という。)は、用地評価損失により発生した財務状況を改善するため福島県から出捐を受け設けた資産とし、長期保有地の売渡が確定した時に取り崩して財務の改善を図るものとする。
- 7 用地対策資産の運用益は、用地対策資産に繰り入れるものとし、これ以外の経費に充当してはならない。
- 8 その他の財産は、基本財産、特定資産以外の財産とする。

(事業年度)

第6条 公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 公社の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 公社の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (5) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第2号、第3号及び第5号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類についてはその承認を得るものとする。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記

載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 9 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 4 章 評議員

(評議員の定数)

第 10 条 公社に評議員 3 名以上 6 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 11 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号。以下「法人法」という。)第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合は、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの。

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの。

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、

総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に規定する定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第13条 評議員に対しては、各年度の総額が50万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の総額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として、毎事業年度終了後3月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 18 条 評議員会の議長は、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 20 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び出席した評議員の中から選任された議事録署名人 2 名以上が記名押印する。

第 6 章 役員

(役員の設定)

第 21 条 会社に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 15 名以内
- (2) 監事 1 名以上 2 名以内

2 理事のうち、1 名を理事長とし、専務理事 1 名を置くことができる。

3 前項の理事長を法人法における代表理事とし、専務理事を同法第 197 条において準用する同法第 91 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 22 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、理事(親族その他特殊の関係があるものを含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係があるものを含む。)並びに使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

4 理事を選任するにあたっては、第 11 条第 2 項の規定中、評議員を理事に読み替えて適用する。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、会社を代表し、その業務を執行

する。

3 専務理事は、理事長を補佐し、公社の業務を執行する。

4 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、公社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に規定する定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、580万円の範囲内、公認会計士から選任された監事に対しては30万円の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 公社の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 31 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 事務局

(事務局)

第 34 条 公社の事務を処理するため、公社に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。ただし、事務局長の任免については、理事会の同意を得なければならない。

4 事務局の組織、運営及び給与等、職員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 35 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 11 条についても適用する。

(解散)

第 36 条 公社は、基本財産の滅失による公社の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 37 条 公社が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年 6 月 2 日法律第 49 号)第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは福島県に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 38 条 公社が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは福島県に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 39 条 会社の公告は、電子公告により行う。

http://www.fnk.or.jp

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 第 7 条の規定にかかわらず、前項の設立の登記の日を開始日とする事業年度における同条に規定する書類については、設立の登記の日以後、速やかに理事長が作成し、理事会の承認を受けるものとする。
- 4 会社の最初の評議員は、畠利行、本田良智、浅和定次、車田次夫、渡部衛及び岩崎由美子とする。
- 5 会社の公益法人設立登記の日における役員は、次のとおりとする。
 - (1) 理事 高荒昌展、但野忠義、櫻田浩二、佐藤幸英、川上雅則、河嶋耕、松浦幹夫
 - (2) 監事 長島俊一、尾形克彦
- 6 会社の公益法人設立登記の日に就任する理事長は松浦幹夫とする。
- 7 会社の最初の評議員会において定めるまでの間、第 27 条に規定する評議員会において別に定める総額は、580 万円とする。

附 則

- 1 この定款は、平成 26 年 4 月 23 日より施行する。

附 則

- 1 この定款は、平成 27 年 2 月 10 日より施行する。

附 則

- 1 この定款は、平成 27 年 6 月 15 日より施行する。

附 則

- 1 この定款は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

- 1 この定款は、令和元年 6 月 28 日より施行する。

附 則

- 1 この定款は、令和 4 年 3 月 28 日より施行する。